

入 札 説 明 書

「宮古島警察署鏡原第一・第二宿舍屋上防水及び外壁塗装等改修設計業務」に係る入札等については、関係法令及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争参加資格

- (1) 入札公告 2 (9)に示す条件の詳細は下記のとおりとする。

平成28年4月1日から入札日の前日までに、国、他の地方公共団体（※1）、その他の公共団体（※2）又は独立行政法人等（※3）（以下「公共団体等」という。）が発注した建築設計業務又は建築工事監理業務を契約し、完了・引渡しが完了した業務実績を有すること。

※1 他の地方公共団体は、地方自治法に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体をいう。

※2 その他の公共団体は、公共組合（健康保険組合、土地区画整理組合、土地改良区、農業共済組合等）、営造物法人（公庫、公団、事業団）、地方三公社（土地開発公社、住宅供給公社、道路公団）をいう。

※3 独立行政法人等は、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、地方共同法人をいう。

設計共同体の構成員としての業務実績は、出資比率20%以上のものに限り対象とする。

- (2) 入札公告 2 (10)に示す条件の詳細は下記のとおりとする。

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県警察競争契約入札心得（県費関係）第6条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 親会社と子会社の関係にある場合

(4) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

(4) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他、入札の適正さが阻害されると認められる場合。

2 競争参加資格の確認等

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「申請書等」という。）は、「一般競争入札参加資格確認申請書」、「様式1」、「様式2」、「暴力団排除に関する誓約書」及び「役員等名簿（別記様式第1号）」により作成すること。

- (2) 申請書等は、次に従い作成すること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

記載例を参考に記入すること。

イ 業務受託実績（様式1）

(7) 1 (1)に掲げる資格があることを判断できる業務実績について、「様式1」に業務名及び必要事項を記載すること。

(4) 記載する業務実績の件数は1件でもよい。

(7) 契約書及び業務内容（実績）が証明できる資料を添付すること。

ウ 配置予定技術者の資格等（様式2）

技術検定合格証明書、資格者証、免許証及び直接的な雇用関係の存在を証明できる資料（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等）の写しを添付すること。

エ 暴力団排除に関する誓約書

オ 役員等名簿（別記様式第1号）

登録されている役員について記載すること。（社外役員を含む。）

- (3) 上記(2)に定める申請書等のほかに、競争参加資格を確認するため下記の資料も提出すること。

- ア 「入札参加適格合格通知書」の写し
 - イ 「現在事項全部証明書」(3ヶ月以内に発行されたものとし、写しでも可とする。)
 - ウ 「納税証明書」(未納税額がないことの証明書で、写しでも可とする。)
 - エ 「保険料等の納入証明書」(未納がないことの証明書で、写しでも可とする。)
- (4) 競争参加資格の審査結果は令和8年10月30日(金)(予定)までに電子入札システムにて通知する(ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。)

3 支払条件

- (1) 前金払
前金払を請求できる額は、業務委託料の10分の3以内とする。
- (2) 部分払
既履行部分払は下記基準表による。

契約金額	既履行部分払の回数
100万円以下	0回
100万円を超え1,000万円以下	1回以内
1,000万円を超え3,000万円以下	2回以内
3,000万円を超え5,000万円以下	3回以内
5,000万円を超え1億円以下	4回以内
1億円を超える金額については、5,000万円増す毎に1回加える。	

4 その他電子入札に関する事項は、沖縄県電子入札運用基準による。

次のホームページにて「沖縄県電子入札運用基準」を掲載している。
 沖縄県電子入札ポータルサイト
<http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>

5 その他

- (1) 落札者は、2(2)の申請書等に記載した配置予定技術者を当該業務の現場に配置すること。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 入札説明書、別冊図面・仕様書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (4) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日～1月3日を除く毎日、午前8時から午後8時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、沖縄県電子入札ポータルサイトで公開する。
<http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>
- (5) 電子入札システムの操作等に関する問い合わせは下記によること。
- ア システム操作、接続確認等の問い合わせ先
 - (ア) 名称：電子調達コールセンター(運営：富士通株式会社)
 - (イ) 電話番号：0570-011311
 - (ウ) Eメール：contact-supercals-ep@cs.jp.fujitsu.com
 - (エ) 運用時間：平日午前9時から午後6時(祝祭日及び12月29日～1月3日を除く)
 - イ ICカードの不具合等発生時の問合せ先
取得している各ICカードの認証機関
- (6) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、次に示す通知、通知書及び受付表を送信者に発行するので必ず確認すること。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなるなどの不利益な取扱を受ける場合がある。
- ア 競争参加資格確認申請書受信確認通知(電子入札システムから自動発行)
 - イ 競争参加資格確認申請書受付表
 - ウ 競争参加資格確認結果通知書
 - エ 辞退届受信確認通知(電子入札システムから自動発行)
 - オ 辞退届受付表
 - カ 日時変更通知書
 - キ 入札書受信確認通知(電子入札システムから自動発行)
 - ク 入札書受付票

- ケ 入札締切通知書
- コ 再入札通知書
- サ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- シ 落札者決定通知書
- ス 決定通知書
- セ 保留通知書
- ソ 取止め通知書